

指導班だより

算数・数学特化型支援訪問 第1期を終えて

令和8年度、大河原教育事務所の新規事業となる「算数・数学特化型支援訪問」では、4月から7月の第1期に複数の小中学校から申請があり、各学校の要請に応じて指導案検討会や授業参観・検討会等を実施させていただきました。実施後のアンケート結果からは、概ね肯定的な回答をいただいた本事業ですが、まだまだ周知が十分でないことに加え、「具体的にどのような内容になるのか分からない」と申請を足踏みされている学校も多い様子が見られます。そこで今回は、実際に訪問した事例を紹介いたします。

1 訪問の流れ



<1回目>

単元構想・計画表をもとにした協働による話し合い

※訪問1週間前に、単元計画表を作成、指導班へ送付

<2回目>

1回目で検討した実践授業の参観および事後検討会

※訪問1週間前に、指導案を作成、指導班へ送付

訪問回数、支援内容は、学校のニーズに応じて対応します。1期の支援訪問では「協働による話し合い、検討会」を実施しましたが、授業をする先生と指導主事で1対1で話し合い、教材研究をすることもできます。

2 訪問の様子1

第1期に支援訪問した小学校の事例を紹介します。

<訪問1回目>

1回目の話し合いでは、小学4年生の「小数のしくみ」の単元について、研究主任の先生を中心に協議を進め、「単元構想・計画表」をもとに、単元を通して身に付けたい資質・能力を焦点化したり、1単位時間ごとに働かせたい数学的な見方・考え方などを確認したりしました。

「小数の学習において押さえたい概念」「効果的な自由進度学習への取り組みせ方」「児童1人1人のつまずきの見取り方、個別指導のあり方」など、普段、授業者の先生が悩まれていた課題を話題にして、さまざまなアイデアを出し合いました。

最後に単元のどの授業を実践するかも検討をし、終了しました。授業者の先生が、授業づくりの見通しを持てる話し合いとなりました。



2 訪問の様子2

1回目の訪問で話し合った内容を踏まえて作成した指導案での授業を参観し、事後検討会を実施しました。

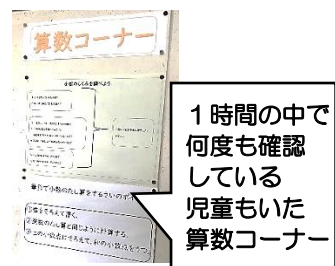
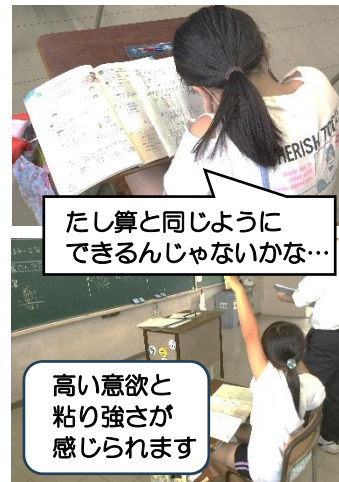
<訪問2回目>

訪問2回目は、実践授業を参観しました。授業の始まりでは、児童たちは、教室の壁面にある算数コーナーを見ながら、前時までに取り組んできたこと、単元の終わりにできるようになっていることなどを短時間で確認していきます。そこで先生は、これまで単元を通して児童が働かせてきた「0.01 を基にして考える」という数学的な見方・考え方を押さえていきます。その中で、「筆算をやってみよう！」「小数のたし算と同じように考えればひき算も筆算でできるんじゃないかな」と、既習事項と関連付けながら考えている発言が出てきました。

単元を通して計画的に自由進度学習を取り入れてきたことで、後半の筆算に取り組む時間は、黙々と解き進む児童の姿、悩みながらも粘り強く問題と向き合う児童の姿が見られました。

授業後の検討会では、「知識・技能に重点を置く授業と、思考力・判断力・表現力に焦点をあてた授業では、1単位時間の構成も変える必要がある」「小学校低学年から、整数の概念、小数の概念を確実に形成していくことで高学年での小数や分数の学びにつながる」など、児童の学びの姿を見取り、様々な意見が出されました。

検討会には他学年の先生も入り、お互いの指導へ生かすことができる学びのある機会となりました。



3 先生方の声

2回の算数・数学特化型支援訪問を終えて、授業者の先生にお話を伺いました。

Q: 算数・数学特化型支援訪問に申し込んだきっかけは何ですか？

A: 初任1年目で4年生を担当した際、「小数のしくみ」の単元の指導に難しさを感じました。効果的に指導できなかったという思いがあったため、勉強したいと思い申し込みました。

Q: 実際に活用してみてどうでしたか。

A: 算数の指導において、概念形成がなぜ大切なのかを学びました。専門的な話が勉強になっただけでなく、子供のつぶやきに耳を傾けるなど、どの教科でも使える考えも知ることができ、これからの授業に生かせることを学ぶことができました。

Q: 特化型支援訪問全体を通して感じたことは何ですか？

A: 指導主事に個別で対応してもらえることは貴重な機会であり、有益な事業だと感じました。

<その他アンケート結果より>

- ・教科の専門的な指導を受けられるのが勉強になった。
- ・他の学年も見たい。
- ・「略案でよい」ということで、負担も減り、申し込みをしてみようという気持ちになった。

御多用の中、インタビュー対応していただきました。ありがとうございました。

算数・数学特化型支援訪問を「ぜひ活用してみたい」と感じられた学校や先生方、7月以降は、「訪問を希望する日の前月1日まで」受け付けておりますので、市町村教育委員会を通して申請いただきますようよろしくお願いいたします。